

## 第2回委員会会議録をご覧になり、お寄せいただいたメールから

---

委員会の議事録を読ませていただきました。今回も委員の皆さんは真摯な議論を展開されており敬意を表します。

さて、議事録の中で委員長さんが次のように発言されております。

『…ですから市民の方は条例の、これは議会条例のことを言っているのかと思うんですけど、条例を改正して欲しいといったようなご意見を出されているんですけども、それでいきますと協働の条例も改正して欲しいというようなことに繋がるんでしょうかね。』

久野さんからご連絡をいただいたときに、当初「条例」といえば議会条例のことかと思い、メッセージを送らせていただきました。そのあと「条例」とは市民参加・協働条例」のことを意味していたのだと思い、再度改訂版を送付いたしました。何度も似たような文面を送付したことで、委員長さんのお考えが錯綜されてしまったのかなと感じました。私の主訴は、第三者機関である当委員会(と思っているのですが)が、その自らの持つ「市長への進言権」を行使され、より有意義な条例へと進化を図ってほしい、というところにあります。

「議会条例」については、当委員会とは直接の関係性を有していませんので、議論の俎上に載せていただくことは思っていません。(この件については、議会懇談会等で、私自身が議会側と直接議論をしていきたいと考えています。)

また、委員会の中では、「参加・協働条例」のたたき台となった「中間報告」についてもご議論いただいております。

その中で、事務局の方は、次のように報告されております。

『…それから市民提案制度については、この条例の中で各項目、市民の担うべきこと、行政の担うべきことというように理念的なことを述べている中で、市民提案については手法的な部分になるので、異質の性格だという事で切り分けて、結果的にその部分は市民提案型まちづくり活動支援交付金という別の形で設定することになったので削除となったということです。パブリックコメントにつきましても同様に、手法的なものであるということで削除されたというように聞いております。』

まず第一点に、パブリックコメントについては、現条例で削除はされておられません。

二点目に、「中間報告」において、「市民提案制度」は単独の項目で出されているものではなく、市民参加の手法の一つとして、パブリックコメント等とともに挙げられていたものです。したがって「異質な性格だから削除した」という理由は当てはまらないものと考えます。また、その代替措置として「市民提案型まちづくり活動支援交付金」に代わった、とのことでしたが、この2

つは明らかに性格を異にするものです。

参考に「中間報告」における説明部分は次のようになっております。

『市民意見提案制度は、市民が市全体のことを考えた政策の実現を目指し、具体的な意見などの提言をするものです。市民参加の他の方法は、ある事案に対して市民からの意見を聴く受動的な参加ですが、これは能動的で、より積極的自発的に政策課題に参加できる仕組みを持つものです。…』

つまり、市政への政策提言を市民の権利とすることにより、市民の政治参加を保障しようとするものです。それに対して「補助金制度」とは、市民の主体的活動を経済面からサポートするもので、「市民への市政へのかかわりを進める」という面での共通性はあるものの、条例の狙いとして「市民参加」という観点からすれば、それこそ異質なものと私には思えます。つまり「補助金制度」の創設は「市民意見提案制度」の代替とはならないと思うのです。

この条例は、先般成立した「議会基本条例」と並び、南丹市の民主主義に関わる「憲法」のようなものと思っております。どうか引き続き、熱心な議論を展開されていかれることを願っております。